

白河っ子未来応援計画の策定について

1 背景

我が国の子供の貧困率は13.9%(2015年)で、貧困状態にある子どもは7人に1人であり、先進国の中でも高い水準にあります。子どもの貧困は、経済や教育格差、さらにはひとり親の増加といった社会的要因が複雑に絡んでいることから、子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供の貧困対策を総合的に推進する必要があります。

2 計画策定の趣旨

こうした状況の中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、本市の状況に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する計画を策定するものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行（平成26年1月17日）

目的

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な貧困対策を総合的に推進する

基本理念

子どもの貧困対策は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的な支援等の施策を講じ、国及び地方の密接な連携の下に取組まなければならない

一部を改正する法律（令和元年6月19日改正）

1. 目的・基本理念の充実
 - ・子どもの将来だけでなく現在に向けた対策
 - ・子どもの年齢や状況に応じた対策を講じる 等
2. **市町村は大綱を勘案し子どもの貧困対策計画策定の努力義務**
3. 具体的施策の趣旨の明確化
 - 教育支援：教育の機会均等が計られるべき趣旨を明確化
 - 生活支援：子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨強調
 - 就労支援：就労後の職業生活も支援対象となる旨明確化
 - 調査研究：指標に関する研究を行なう旨明確化
4. 検討規定
 - 5年を目途に見直す検討条項を規定



3 計画期間

- ・令和3年度から6年度までの4年間
- ・次期計画からは、子ども子育て計画と一体的に策定

4 策定体制

- ・庁内関係各課連携による計画案の検討・作成
- ・子ども子育て会議における委員から助言
- ・パブリックコメントにより市民の意見を聴取